

➤ ガイドラインの適用及び見直しに関する質問

質問	回答
<p>新ガイドラインが施行されるのは、2010年 7月からとのことですが、その時点以降に要請を行ったプロジェクトに対して適用されるのですか？</p>	<p>2010年 7月以降に要請を受けたプロジェクトに対して、新ガイドラインが適用されます。より具体的には、相手国等より我が国政府に対し要請があったタイミング等を基に決定されます。</p>
<p>既に支援が決定している案件等に対しても、環境ガイドラインを適用するのですか？</p>	<p>2010年 6月 30日以前に要請を受けたプロジェクトについては、有償資金協力の場合は「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(2002年 4月)を、開発計画調査型技術協力及び技術協力プロジェクトの場合は「JICA環境社会配慮ガイドライン」(2004年 4月)を適用します。また、無償資金協力(国際機関経由のものを除く)、及び外務省が自ら行う無償資金協力事業についての事前の調査の場合は、「JICA環境社会配慮ガイドライン」(2004年 4月)を参考とします。また、2010年 6月 30日以前に相手国等との間でその実施につき合意した協力準備調査については、本ガイドラインを適用せず、各協力事業の従来の手続に従うことになります。</p>
<p>対象となっているスキーム以外には、環境ガイドラインは適用されないのですか？</p>	<p>適用対象となる協力事業は、a.有償資金協力、b.無償資金協力(除く国際機関経由)、c.外務省が自ら行う無償資金協力の事前の調査、d.開発計画調査型技術協力、e.技術協力プロジェクト、及びこれらの協力準備調査です。これら以外の事業、例えば、青年海外協力隊、研修事業、個別専門家派遣等は適用対象外となります。</p>
<p>協力準備調査(PPPインフラ事業)および中小企業海外展開支援事業は、JICA環境社会配慮ガイドラインが適用されるのですか？</p>	<p>協力準備調査(PPPインフラ事業)、中小企業海外展開支援事業(案件化調査、普及・実証事業)は、JICA環境社会配慮ガイドライン適用対象となります。</p> <p>なお、協力準備調査(PPPインフラ事業)、中小企業海外展開支援事業(中小企業連携促進基礎調査、案件化調査、普及・実証事業)については、以下HPをご参照ください。</p> <p>協力準備調査(PPPインフラ事業)： http://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/ppp/index.html 中小企業連携促進基礎調査： http://www.jica.go.jp/sme_support/activities/fs.html 案件化調査：http://www.jica.go.jp/sme_support/activities/itaku.html 普及・実証事業：http://www.jica.go.jp/sme_support/activities/teian.html</p>

<p>環境ガイドラインについて、具体的にはいつどのような見直しが行われる予定なのですか？</p>	<p>環境ガイドライン2.10.2.に規定されている通り、本ガイドラインの運用実態について確認を行い、関係者の意見を聞きつつ5年以内に運用面の見直しを行います。また、本ガイドライン施行後10年以内にレビュー結果に基づき包括的な検討を行います。それらの結果、必要に応じて改定を行います。改定にあたっては、日本国政府、開発途上国政府、開発途上国のNGO、日本のNGOや企業、専門家等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行うことになっています。</p>
--	---